



MEIJI
UNIVERSITY

裁判員裁判を考える いま

社会科学研究所公開講演会

第31回

2013年11月30日[土] 13:00~17:00

明治大学駿河台キャンパス グローバルフロント1階 グローバルホール

受講料
無料

プログラム

【司会】中空 壽雅 [明治大学 法学部教授]

- 裁判員裁判とはどのようなものか — その意義と問題点 本庄 武 [一橋大学]
- 裁判員裁判によって刑事裁判はどのようにかわったか — 裁判官の立場から 杉田 宗久 [同志社大学]
- 裁判員裁判によって刑事裁判はどのようにかわったか — 弁護人の立場から 神山 啓史 [桜丘法律事務所]
- 法医学の立場からみた裁判員裁判制度の問題点 南部 さおり [横浜市立大学]



MEIJI
UNIVERSITY

Profile

中空 壽雅
なかぞら としまさ

明治大学 法学部教授

1953年 広島県生。早稲田大学法学部卒、同大学大学院博士後期課程単位取得満期退学後、関東学院大学法学部、獨協大学法学部を経て、2008年4月より現職。研究分野は刑法(特に責任論)。

主な業績:

「『責任能力と行為の同時存在の原則』の意義について」(刑法雑誌45巻3号)、『原因において自由な行為の法理』の有用性について(『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第2巻』、成文堂)ほか多数

いま 裁判員裁判 を考える

第31回

社会科学研究所公開講演会

裁判員裁判は、平成16年5月28日に公布された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づいて、約5年間の準備期間を経たうえで、平成21年5月21日に起訴された事件から導入されました。資料によりますと、平成21年1月末の時点で既に4,840件の裁判員裁判が実施されています。この裁判員裁判制度は、(1)主権者である国民が司法に参加すること、(2)そのことによって裁判が国民にとってわかりやすく身近なものとなること、(3)法律専門家のもちやすい先入観を修正するきっかけとなることなどの様々な目的をもって導入されたものです。上述の法律は、施行から3年後に見直しをすることを義務づける規定をもっており、現在法務省でその見直し作業が行われています。裁判員裁判が一定数実施されその利点や問題点についての情報も蓄積されてきており、また専門家による見直し作業がおこなわれている「いま」だからこそ、わたしたちは、裁判員裁判はどのようなものなのかを正確に理解し、これまでの刑事裁判がこの制度によってどのように変わったのか、裁判員として参加することの意義やその負担はどのようなものなのかを知り、しっかりと考える必要があります。



明治大学内・模擬法廷教室

国民の司法への参加は、裁判員として実際に裁判に参加するだけでなく、制度の見直し作業についての参加でもなければなりません。これまで裁判員の経験をもつ人の数は国民全体からはほんのわずかですから、その経験のないわたくしたちは、「いま」・「ここで」様々な立場からの講演者の話を聞き、考え、司法に積極的に参加する第一歩としましょう。